

議案第59号

天理市学童保育所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、天理市学童保育所について、下記のとおり指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求める。

平成20年9月8日提出

天理市長 南 佳 策

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置

名称	位置
丹波市学童保育所	天理市丹波市町163番地1
前裁第一学童保育所	天理市富堂町294番地
前裁第二学童保育所	天理市前裁町341番地1
二階堂学童保育所	天理市二階堂南菅田町640番地
朝和学童保育所	天理市成願寺町412番地4
柳本学童保育所	天理市柳本町719番地
櫛本学童保育所	天理市櫛本町2426番地1
山の辺学童保育所	天理市別所町261番地3

2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

団体の名称 天理市学童保育連絡協議会

代表者名 会長 友 近 正 光

主たる事務所の所在地 天理市荒蒔町139番地1

3 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで